

労働協約

特別調達願（以下特調という）と東京連合軍従業員組合連合會（以下東連といふ）とは連合軍への労働協約を以て労働組合法第二十一條の精神に基き、双方協議の上左の如く労働協約を締結する

第一條 特調は東連に加盟する組合員及び家族に對し安定せる生活の保障を期し、労働條件及び福祉の増進に對し積極的に努力するを以ての

第二條 東連はその加盟する組合及び所屬の組合員に對し規律を以ての

第三條 特調は東連への労働提供の完遂のため努力する。對し規律を以ての

第四條 特調は東連への労働提供の完遂のため努力する。對し規律を以ての

第五條 特調は東連への労働提供の完遂のため努力する。對し規律を以ての

第六條 特調は東連への労働提供の完遂のため努力する。對し規律を以ての

一、労働協約
二、労働協約
三、労働協約
四、労働協約
五、労働協約
六、労働協約

の當該の労働協約を締結し、當該特調管理機關の管理機能もつ擔限

労働協約のみ
あり

労働協約のみ
あり

第七 労働協約の規程は別に定める。

第八 労働協約の締結は、労働協約の締結を目的とする組合の組合員を解雇した場合は、その解雇に特別の理由となつた事実に基づいて、東連が協約を締結する。

第九 労働協約の締結は、労働協約の締結を目的とする組合の組合員を解雇した場合は、その解雇に特別の理由となつた事実に基づいて、東連が協約を締結する。

第十 労働協約の締結は、労働協約の締結を目的とする組合の組合員を解雇した場合は、その解雇に特別の理由となつた事実に基づいて、東連が協約を締結する。

第十一 労働協約の締結は、労働協約の締結を目的とする組合の組合員を解雇した場合は、その解雇に特別の理由となつた事実に基づいて、東連が協約を締結する。

第十二 労働協約の締結は、労働協約の締結を目的とする組合の組合員を解雇した場合は、その解雇に特別の理由となつた事実に基づいて、東連が協約を締結する。

第十三 労働協約の締結は、労働協約の締結を目的とする組合の組合員を解雇した場合は、その解雇に特別の理由となつた事実に基づいて、東連が協約を締結する。

特別調達
 会長 馬場大静
 副会長 雲田忠保

union shop
 あり

